資料⑦

学友会資産の処分について

現在学友会で所有している資産『電子ピアノ』『学友会登録用紙及び登録情報(入学年度より 9 年が経過した方のもの)』『二部工学部向け備品』の処分について、「東京理科大学学友会規約第一四条四 資産の処分」の規定により学生大会において審議を求めます。

■処分に至った経緯

・『電子ピアノ』

→過去、備品貸出サービスの一環として貸出を行っていたが、利用者が少なく 8 年前にこれを中止。現在は、理大祭のミス・ミスターコンテスト時に理大祭実行委員会に貸出を行っているのみ。また、一昨年に部室が一部移転した関係上学友会部室での保管が難しくなった。以上の 2 点から不必要であると判断。

・『学友会登録用紙及び登録情報(入学年度より 9 年が経過した方のもの)』

→保管スペースの都合、また在学年数が最大 8 年間という 2 点から不必要であると判断。

・『二部工学部向け備品』

→過去二部工学部向けの備品の貸出を行っていたが、二部工学部が葛飾キャンパスへ移転したため、利用者がいなくなり、不必要であると判断。

■処分方法

・『電子ピアノ』

→廃棄。

・『学友会登録用紙及び登録情報(入学年度より 9 年が経過した方のもの)』

→個人情報が多く記載されているため、毎年度該当するものを学友会常任委員が責任をもってこれを廃棄・消去。

・『二部工学部向け備品』

→学友会常任委員会内部や備品貸出サービスで利用できるものがあるかどうか検討した後、これを利用、または廃棄。